

令和 7 年 天草市農業委員会第 13 回総会議事録

令和 7 年 12 月 24 日天草市役所本庁 3 階第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12 名）

1 番	山 下 和 弘 君	2 番	猪 原 真 滋 君
3 番	淀 川 洋 一 君	4 番	黒 川 紀 世 子 君
6 番	福 島 恵 美 君	7 番	光 崎 修 二 君
8 番	富 崎 ま す み 君	9 番	野 中 幸 廣 君
10 番	中 村 三 千 人 君	11 番	赤 崎 保 章 君
12 番	榎 田 和 壽 君	13 番	鳴 川 哲 広 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1 名）

5 番	平 岡 敬 則 君
-----	-----------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	木 村 英 樹	局長補佐	松 本 馨
主 査	野 嶋 美 里	書 記	宮 川 楓 大
書 記	池 上 翔		

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 102 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 103 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 104 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 105 号 農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第 6	議第 106 号 非農地証明書交付申請について
日程第 7	議第 107 号 非農地判断について
日程第 8	報告事項について

閉会

開 会 14 時 00 分

○事務局（木村英樹君） ただいまから令和 7 年天草市農業委員会第 13 回総会を開会致します。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

○議長（山下和弘君） 皆さんこんにちは。師走の大変忙しい中に、委員の方々ご出席いただきありがとうございます。今年も残り後 1 週間ということで、私だけでしょうか、1 年過ぎるのがとても早く感じます。4 月から新しく農業委員になられた 5 名の方々、だいぶ慣れられたと思います。案件の説明も大変分かりやすく、皆さん素晴らしいなと感じている所です。また来年も皆さんと一緒に農業委員会の活動をやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。この間の会議の中でありました始末書の案件ですけれども、来月の総会前に時間を取らせていただいて、農業会議の方から説明に来ていただきます。昨日も局長と局長補佐と話をしたんですけれども、その後に 1 日時間を設けて農業委員の方と話して、天草市農業委員会としてどういう対応をしていくのか決定する時間を取らせていただければと思っています。後日、日程については連絡があると思いますが、よろしくお願いします。最後の会議ですので、ご審議よろしくお願いします。

○事務局（木村英樹君） 本日は、5 番平岡委員より欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（山下和弘君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） それでは、9 番野中委員、10 番中村委員を指名します。

○議長（山下和弘君） 審議に入る前に申し上げます。天草市農業委員会会議規則第 16 条により総会は、公開となっています。発言する際は、個人情報については十分ご注意くださいようお願いいたします。また、発言する際は、議長から指名されたのち、議席番号と名前を述べられてから簡明に発言をお願いします。

○議長（山下和弘君） 日程第 2、議第 102 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑 145 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上で

す。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。譲受人の方とちょうどお会いしまして、写真どおり耕していच्छやいました。耕作を早くしたいという希望で、許可が早く下りるのを待っていると言われていました。耕作意欲がとてまあられて、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田と畑 4,074 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmと〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で 3 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇と〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。写真で見られたとおり、きれいに耕作されていて、問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇

の田 1,168 ㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。12 月 20 日に堤内推進委員と現地確認を行いました。譲受人が長年借地で耕作されていましたが、今回贈与されます。問題ないと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○議長（山下和弘君） 他に質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 4 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑 190 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培されています。また、譲受人は〇〇に住所を置いていらっしゃいますが、実際は〇〇に長く住んでいらっしゃる方ですので、問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○7 番（光崎修二君） 7 番光崎です。12 月 22 日に現地確認を行いました。申請地には〇〇が栽培されておりました。譲渡人は〇〇に住んでいますが、〇〇のため管理ができないことから今回所有権移転をされます。譲受人の住所は仕事の関係で〇〇になっておりますが、〇〇に自宅があり、ほとんど〇〇に住んでおります。〇〇や〇〇の栽培されており、特段問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(野嶋美里君) 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑398㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培されています。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○7番(光崎修二君) 7番光崎です。12月22日に現地確認を行いました。申請地には〇〇が栽培されており、園地内は混んでおりましたが、縮伐はされておりました。譲受人の農地が隣接しており、今後の営農を考えると、1番良い形の所有権移転ではないかと思われます。特段問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(野嶋美里君) 6番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑393㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培されています。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○13番(鳴川哲広君) 13番鳴川です。12月23日に現地確認を行いました。申請地は〇〇の真後ろになります。〇〇を栽培されており、特に問題ないと思います。以上です。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 7番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 278 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 389 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（赤崎保章君） 11 番赤崎です。12 月 19 日に野田推進委員と現地確認を行いました。偶然譲受人の方とお会いし、現地までは1分足らずということで同行してもらいました。これまで譲受人の方が管理、〇〇等を栽培されていました。今後につきましては、事務局から説明があったように〇〇や〇〇を作りたいということでした。また、譲受人の方は〇〇となられていることで、この地区の土地を他人に渡したくないという強い意志を持っておられます。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 8番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田と畑 3,176 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇と〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（野中幸廣君） 9 番野中です。12 月 21 日に田中推進委員と現地確認を行いました。

譲受人は、〇〇で、普段から自分の家の周りということで管理をされています。特に問題はないと思われます。よろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 3、議第 103 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 3 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田 879 m²を〇〇に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、〇〇としての需要が見込まれるため、〇〇、〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。申請地は、〇〇されるだろうなと思い、以前から見ていました。事務局の説明どおりであり、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田 357 m²を個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。

黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅が老朽化しており、戸建住宅を新築する必要があるため、住宅 1 棟、駐車場 3 台、物置、庭として整備し、利用する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、〇〇頃から一部車庫として利用されているため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。〇〇がすぐ近くにあり、申請者のことを知っている様子でした。申請地は、〇〇のすぐ近くにあり、自宅を建て替えるということですので、何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 5、議第 104 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 4 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田 444 m²を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で、戸建住宅を新築したいため、住宅 1 棟、駐車場 3 台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認を行いました。申請地周辺は以前、竹や雑草など背の高いもので覆われていましたが、今はきれいにされていて、環境が良くなっているようでした。耕作されているところではないので、宅地として利

用されるのは仕方がないと思いました。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の畑1,584㎡に地上権を設定し、〇〇へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇し、〇〇を得たいため、〇〇する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。航空写真をもう一度出してもらっていいでしょうか。〇〇が右上の方にありまして、その下に〇〇が少しあります。〇〇前まで貸渡人の方が耕作されていたようですが、〇〇されたということ。浦上推進委員から話を聞き、耕作ができない状況になっていました。〇〇されるのは良いと思いました。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の畑1,879㎡に地上権を設定し、〇〇へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。

次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇し、〇〇を得たいため、〇〇する計画です。資料③の 7 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。先程の案件の所から山の中に上っていった場所にあります。航空写真の左側に屋根がありましたけど、貸渡人の方とは別の方が〇〇を営んでいらっしゃいます。申請者は、5 条 2 番と同じ方で、〇〇をされます。耕作は全くされていない場所であり、工事車両が行くのは大変だという心配はありますが、問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○10 番（中村三千人君） 10 番中村です。2 番と 3 番、申請者は同じ方です。申請地の広さには 300 m²ほど差がありますが、〇〇は〇〇が限度なのでしょうか。

○事務局（池上翔君） すみません、分かりません。

○10 番（中村三千人君） 今後のために尋ねました。

○議長（山下和弘君） 業者等に確認して、後日回答することは不要ですか。

○10 番（中村三千人君） はい、大丈夫です。

○議長（山下和弘君） 他に質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 5 ページをご覧ください。4 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 246 m²を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇 km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいだが、将来を見据え、戸建住宅を新築したいため、住宅 1 棟、駐車場 3 台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の 8 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。申請地周辺はほとんど住宅地として利用されているところが多く、宅地化も進んでいる所です。事務局の説明どおりであり、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 5 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 377.36 m²に使用貸借権を設定し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場、庭、通路として整備し、利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は〇〇に申請があり、許可が出ている場所ですが、当初計画していた資金計画を超えることになってしまったため、一度許可を返戻し、再度申請をされています。また、申請地内に〇〇を建てられていたため、始末書を提出されていますが、許可は不要で届出をしていただければよかったのですが、届出もなかったため、譲渡人より始末書として提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりであり、農業用の建物を建てているということですが、面積も広くなく、届出だけでよかったものを結果的に始末書という形になっています。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(山下和弘君) 日程第6、議第105号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 農用地利用集積等促進計画(案)について説明いたします。資料②の6ページから74ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が128件、再設定が0件、更新の計画が7件、再配分の計画が1件、利用権移転の計画が0件、所有権の移転が0件、合計136件で、筆数188筆、総面積が382,372.64㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人、又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の10ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(山下和弘君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(山下和弘君) 日程第7、議第106号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 非農地証明書交付申請は、筆数全体12筆、面積7,870㎡となっております。資料③の11ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の75ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番、2番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が3番から5番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が6番から8番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が9番から11番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。

す。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が12番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番、2番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 3番から5番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 6番から8番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 9番から11番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 12番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第8、議第107号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 非農地判断について、ご説明いたします。この議題は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農水省経営局長、同省農村振興

局長通知により、再生利用が困難であると判断した農地について、農地に該当しない旨の判断をお願いするものであります。利用状況調査の結果をもとに、「荒廃農地B分類」と判定された農地について、非農地判断を行うものでございます。今回、非農地判断をお願いする農地は、有明町楠甫の農地 71 筆で、面積が 51,747 m²でございます。これらの農地は、去る令和 7 年 11 月 18 日に農業委員の光崎委員と最適化推進委員の田中委員、事務局職員の岩本・内田の計 4 名で現地確認を行い、「山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地である」「周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地である」ことを確認いたしております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請します。このほか、法務局や市の課税課へも非農地判断した旨の情報提供を行う予定でございます。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（山下和弘君） ただいま説明がありましたが、ご意見はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 意見がなければ本件につきまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、提案された「非農地判断について」に記載された農地については、非農地に認定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 80 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は 2 件、田を畑として利用したいというものと畑を形状変更して利用したいというものでした。第 4 条、5 条の許可不要転用届は 1 件、田の一部を無線基地局に転用するというものでした。以上です。

○議長（山下和弘君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和 7 年天草市農業委員会第 13 回総会を閉会致します。

閉 会 15 時 00 分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 山下和弘

署名委員 中村三千人

署名委員 野中幸廣